



戸建住宅確認申請者さまへ

住宅瑕疵担保履行法普及キャンペーン継続のご案内

ビューローベリタスでは、住宅瑕疵担保履行法施行(2009年10月予定)に先立ち、2008年7月より同法に基づく保険の取次ぎ業務を開始しております。

住宅瑕疵担保履行法の理解を深めていただくため、2008年10月より、戸建て住宅の確認申請をお申し込みのお客様を対象としたキャンペーンを実施しておりましたが、この度、好評かつ継続のご要望にお応えて、2009年3月31日まで継続・延長することとなりました。

引き続き店頭にて、簡単な説明及びアンケートにご協力いただきますと、建築確認申請についてキャンペーン手数料を適用致しますので、ここにご案内申し上げます。

住宅瑕疵担保履行法普及キャンペーン手数料表

住宅瑕疵担保履行法 普及キャンペーン	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
	*赤字がキャンペーン手数料、括弧()内の価格は通常手数料		
住宅の内:第2類 法第6条の3による確認の 特例有りの建築物		BVで直前の建築 確認もしくは中間 検査を行った物件	BVで直前の建築 確認もしくは中間 検査を行った物件
30㎡以内のもの	¥16,000 (¥21,000)	¥19,000 (¥21,800)	¥21,000 (¥23,300)
30㎡を超え、100㎡以内のもの	¥20,000 (¥24,800)	¥23,000 (¥25,500)	¥26,000 (¥27,000)
100㎡を超え、200㎡以内のもの	¥28,000 (¥38,300)	¥30,000 (¥34,500)	¥32,000 (¥36,800)
200㎡を超え、500㎡以内のもの	¥39,000 (¥52,500)	¥40,000 (¥46,500)	¥45,000 (¥51,000)
検査出張費	15km以内は、検査出張費をサービスとする。*		

■ 期間: 2008年10月1日～2009年3月31日

■ 対象エリア: ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部 全事務所
*但し、検査出張費は、計画地最寄りの弊社事務所からの距離として算定します。

■ 適用: 弊社手数料規定第2類に属する住宅の確認申請をお申し込みいただき、簡単な説明及びアンケートにご協力いただいた代理者の物件とします。

■ 計画変更手数料につきまして、当キャンペーンの確認申請に該当するものは、上記キャンペーン手数料を適用します。